

# 空き家

要事前予約

# 無料

# 相談会

日時・会場

空き家の悩みごとに  
各分野の専門家がお答えします

【1回目】	8/27(日)	両日とも 午前10時から	両日とも 坂井市役所多目的棟1階
【2回目】	9/3(日)	午後3時30分	交流ホール

対象者

空き家をお持ちの方など ◎個別相談（1組30分程度）

申込方法

相談希望の方は、お電話でお申し込みください。  
（申込開始：8月1日（火））

※登記簿、課税明細書、図面、間取り、写真（外観・家屋内）、権利関係や相続関係がわかるものをお持ちいただくとスムーズにご相談いただけます。

登記名義人が  
亡き曾祖父!?  
どうすれば?

両親の住んで  
いる自宅を相  
続したけど...



実家が空き家  
になってしま  
った...

持っている空  
き家を手放し  
たい...

相談会に参加する専門家

福井県司法書士会・(公社)福井県宅地建物取引業協会

問い合わせ先

坂井市 移住定住推進課 空家対策室

0776-50-3036